

平成28年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成28年6月15日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年6月15日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年6月15日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成28年6月15日 11時37分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	松本俊清	○	7	石田春子	○	
	4	欠 員		8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	松 本 俊 清		5 番	瀧 口 一 弥		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年第2回笠置町議会会議録

平成28年6月15日～平成28年6月23日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年6月15日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成27年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 平成27年度笠置町継続費繰越計算書の件
- 第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第7 議案第19号 笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件
- 第8 議案第20号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第21号 笠置町税条例一部改正の件
- 第10 議案第22号 笠置町職員定数条例一部改正の件
- 第11 議案第23号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第12 議案第24号 平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第13 議案第25号 平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

冒頭に申し上げます。

このたびの熊本地震により犠牲になられました方々とその御遺族に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、災害によって今なお不自由な避難生活を余儀なくされています被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。犠牲となられました皆様方に対し謹んでお悔やみを申し上げ、御冥福をお祈りいたしまして黙禱をささげたいと思います。皆さん御起立ください。

黙禱。

（黙 禱）

議長（杉岡義信君） 黙禱お直りください。

着席ください。

議長（杉岡義信君） このたび、笠置町議会からささやかではございますが、心ばかりの義援金をお送りさせていただきました。議員各位には、御協力ありがとうございました。

皆様がこの困難を乗り越えられ、一刻も早く平穏な生活に戻られますことを心からお祈り申し上げます。

ただいまから、平成28年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、松本俊清君及び5番議員、瀧口一弥君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月23日までの9日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月30日、31日両日、全国町村議会議長研修会が開催されまして、出席いたしました。議長を対象に町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、活性化に資する研修でありました。

1日目は、「地方議会の役割と改革の行方」と題しての講演が行われました。また、「わが町の議会活性化への取り組み」についてのシンポジウムが行われました。その後、京都府選出の国会議員との意見交換を行いました。2日目は、「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」と「今後の政局・政治の動きを読む！」と題しての講演が行われました。以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。行政報告を行います。

本日、ここに平成28年第2回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

近畿地方では、平年より早い梅雨入りとなり、じめじめとした日が続いております。皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。

一方、台風や洪水のシーズンを迎えますが、被害のないことを願っております。

行政報告の前に、4月14日と16日に発生しました熊本地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。いまだに余震とは言えない規模の地震が続いております。被災地などにおかれまして、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、町政の状況について御報告をさせていただきます。

まず、地方創生について報告させていただきます。平成27年度補正予算において、約7,000万円余を繰り越しさせていただき、本年度で事業を進めておりますが、5月2日付で6人の職員に対して企画観光課、地方創生担当の兼務辞令を発令し、課を越えて事業に

取り組んでもらっております。まちづくり会社は9月ごろの設立に向けて協議を進めております。また、笠置駅周辺の活用、整備についても協議をしているところであります。

国では消費税増税が再度見送りとなり、ゴルフ場利用税は廃止論が活発化してきております。ゴルフ場利用税は笠置町にとって貴重な財源となっております。南山城村など、ほかの自治体と共同して存続について要望してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも御協力をお願いいたします。

4月1日に町長に就任いたしまして、2カ月半が経過いたしました。4月、5月は年度初めということもありまして、総会初め多くの会議に出席をさせていただきました。町内外の方から叱咤激励のお言葉をいただき、さらに気持ちを引き締め、町政の運営に取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告2件、諮問1件、議事案件は補正予算3件を含む7件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、報告第1号、平成27年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第1号、平成27年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件につきまして説明をさせていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、繰り越しをしたものについて報告するものであります。

繰越事業の内容としまして、地方創生加速化交付金事業にかかわる7,062万円、笠置山線改良事業にかかわる7,300万円、地域主導型公共事業の町道平田線新設改良事業にかかわる902万円など、12件の事業で総額2億1,278万円となっております。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、報告第2号、平成27年度笠置町継続費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第2号、平成27年度笠置町継続費繰越計算書の件につきまして説

明をさせていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定によりまして、報告するものであります。

内容としましては、笠置町固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定支援業務にかかわる残額840円、笠置町地域福祉計画策定業務にかかわる残額644円となっております。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員小林良光氏の任期満了に伴い、その後任といたしまして二滝久功氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、平成29年1月1日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） それでは、諮問第2号の説明は、朗読をもって説明させていただきます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年6月15日提出。笠置町長、西村典夫。

記としまして、二滝久功氏は、昭和23年3月31日生まれでございまして、笠置町大字有市小字根台12番地にお住まいでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は挙手で行います。二滝久功君は、これに適任であると答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、二滝久功君は、人権擁護委員候補者の推薦は適任であると答申することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第19号、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第19号、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件について提案理由を申し上げます。

地方自治法第96条第1項で、議会の議決事項が定められておりますが、同条第2項の規定により、各種計画の策定や変更、ほかに地方公共団体との提携などを議会の議決事項として条例で定めるものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただけますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第19号、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件について説明させていただきます。

今回、先ほどの町長の提案理由にもありましたように、地方自治法第96条第1項で条例の制定や改廃、また決算の承認など、議会で議決すべき事項が定められておりますが、第2項におきまして、議会で議決すべき項目を条例で制定することができるとうたわれております。それによりまして、今回、3つの項目について議会の議決事項として定めていくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1号におきまして「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための各種計画の基本となる構想の策定、変更又は廃止すること。」とございます。これは、今までにもありました総合計画や過疎計画などの策定、変更、廃止に係る事項となっております。

第2号、「相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の

地方公共団体を含む。)と提携し、又はこれを解消すること。」これは他の地方公共団体との提携や今回上がっております定住自立権などの提携についての事項となっております。

第3号では、「町行政の各分野における政策及び基本的な方向を定める計画及び指針その他これに類するものに関することで、行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画5年未満の計画を除くものとする。」とあります。これにつきましては、町内部で行っております定員管理計画などを除いた政策における計画、そのほか指針等を議会において議決していただくものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。また、この条例の施行日前に策定された各種計画を変更し、または廃止する場合は、この条例に沿いまして実施していくということをやっております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

この条例は今までなかったもので、今回条例を定めるということであると思うんですけども、例えばこの3番の計画5年未満の計画を除くものとするとありますけれども、ということは、今まででいうたら、町の総合計画は10年やったかな、ほんで例えば最近あった過疎自立促進の計画とかいうのはたしか3年ぐらいたったかなと思うんですけども、そういう5年未満のものは議決の中には入ってこないか、こういうことになるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

過疎計画とか総合計画につきましては、1号に定めるものとなっておりますので議会の議決となっております。

3号で定めますのは、町行政の各分野ということで、総務でしたら定員管理計画であったり、採用計画、研修計画といった行政内部の計画になっておりまして、そちらについては1年であったり5年というものもございますが、内部の計画ということで、それは除くということとしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

3 番の項目は行政内部の管理に関すると、こういうくくりですね。そやから、過疎の促進とかいうのは、1 番の項目で当てはまるということによろしいですね。はい、わかりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第 19 号、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第 19 号、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第 8、議案第 20 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第 20 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

改正内容は、町長の給料を 7 月から平成 29 年 3 月まで 1 割削減するものでございます。減額で生じた金額は、今後検討しております子育て支援事業の財源として充当する予定です。また、任期中はこの特例条例を継続する予定でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第 20 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表、最後のページになりますが、ごらんいただきたいと思います。

この条例につきましては、平成 15 年を初年度といたしまして制定をいたしておりました。

その制定されました条例をもとに、今回一部改正する形で提案させていただいております。

内容といたしましては、今回、町長の給料月額67万円から1割を削減しているものでございます。新旧の中でいきますと、第1条で期間を平成28年7月1日から29年3月31日までの期間とするもの、それから、その下につきましては、町長の方だけで、現在副町長がおられませんので、その分を削除するという形で掲載させていただいております。減額されました財源をもとに、町長が先ほど提案理由の中でもおっしゃいましたように、子育て支援に係る事業を今後検討していくということでお聞きしております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第20号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第20号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第21号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第21号、笠置町税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が平成28年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第21号、笠置町税条例一部改正の件について改正内容を御説明させていただきます。

今回の主な改正点は、軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、現行の「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に改める改正と、標準税率、超過税率の引き下げに伴う法人税割税率の改正を行っております。

また、固定資産税関係では、わがまち特例導入に伴います規定の整備等を行っております。なお、規定のずれや文言の修正等は一部説明を省略させていただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

14ページをごらんください。

初めに、納税証明事項第18条第3項では、軽自動車税を種別割に改めております。これは、平成29年4月1日から自動車税及び軽自動車税に環境性能割を設けることから、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするもので、これに伴う文言の修正でございます。

納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金第19条では、軽自動車税に環境性能割を創設することに伴う改正と、地方税法第326条の改正に伴う延滞金額の計算の基礎の見直しによるものの文言の修正並びに号の追加等、規定の整備を行っております。

16ページです。

法人税割の税率第34条の4では、法人税割の税率の標準税率並びに超過税率の引き下げに伴い、法人税割の税率を100分の12.1から100分の8.4に改めております。

次に、普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収第43条では、延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しに伴う文言の修正と項の追加等、規定の整備を行っております。

なお、同様の改正は、18ページ、法人の町民税の申告納付第48条、21ページの法人の町民税に係る不足税額の納付の手續第50条においても行っております。

23ページです。

軽自動車税の納税義務者等第80条は、環境性能割、種別割の創設に伴う文言の修正を行っております。

また、24ページの第81条から25ページの第81条の2までは、同じく軽自動車税の環境性能割、種別割の創設に伴う軽自動車税のみなし課税について、条の新設並びに条のず

れ等を修正しております。

次の環境性能割の課税標準第81条3から27ページ、環境性能割の減免第81条の8では、環境性能割の創設に伴い条を新設し、規定を整備しています。

同じく27ページ、第82条で軽自動車税を軽自動車税の種別割とすることによる規定の整備と文言の修正等の改正を、以降33ページ、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等第91条まで同様の改正を行っております。

34ページ、附則、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例第6条では、セルフメディケーションの推進にかかわる所得控除制度の導入にかかわる規定を新設しております。

次に、法規則第15条第2項第1号等の条例で定める割合第10条の2では、固定資産税にかかわる再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置を、わがまち特例の導入に伴い、それぞれの発電設備ごとに定める規定の整備を行っております。

35ページ、新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告第10条の3は、施行令の改正による文言の修正を行っております。

36ページ、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例第15条の3から第15条の7では、軽自動車税環境性能割の賦課徴収が、当分の間京都府が行うこととされたことに伴い、規定の新設をしております。

37ページ、下段をごらんいただきたいと思います。

第16条の説明に入ります前に、一部訂正をお願いいたしたいと思います。

訂正は下段の表中、現行部分の左欄の第82条第2号「ア」の部分に下線を入れていただきますようお願いいたします。

表中「第82条第2号ア」は右の改正案部分の表中「第2号ア（イ）」、「第2号ア（ウ）（i）」等に細分化する改正を行っております。この改正される現行の箇所として下線の表記が漏れておりましたので、訂正をお願いいたします。そのほか、38ページ、中段及び下段、39ページ、中段の表中も同様の修正をお願いいたします。

それでは、説明に戻ります。

37ページをお願いいたします。

軽自動車税の種別割の税率の特例第16条では、軽自動車税を軽自動車の種別割とすることに伴う文言の修正と、グリーン化特例を1年間延長するための修正を行っております。

40ページに移ります。

第2条関係では、平成26年条例第6号の一部を、軽自動車税を軽自動車の種別割とすることに伴う改正により文言の修正を行っております。

また、42ページ、第3条関係では、平成27年条例第27号の一部にあります町たばこ税に関する経過措置第6号の文言の修正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行します。

ただし、軽自動車税、法人税に関する規定については、平成29年4月1日から、そのほか改め分附則の施行規則第1条に掲げる規定につきましては、各号に定める日から施行するということとなります。

以上で、笠置町税条例一部改正の件について説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案書のページ16に法人税割の税率の引き下げが掲げられていますけれども、このことによって町の税収はどのように影響するでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議員の御質問に対して御説明させていただきたいと思います。

法人税割の減額についてでございます。

この法人税割の変更につきましては、地域間の税額の減税の偏在を是正し、さらなる経済力の格差の縮小を図るために行うものでございまして、本来大きな会社が多く集まる自治体には税金が集まるということになります。そうしますと、地域間に当然格差が生まれると。そこに自治体に入る住民税を小さくするかわりに地方法人税を上げて、配分の少ない地方自治体により配分して行って、なおかつそれによって地域間の格差というものを直していくというものになってきます。

具体的にどれぐらいということは、試算等はまだできていないんですけれども、笠置町でも法人の方もおられますし、今回の場合は、府なり国なりが一旦徴収した地方法人税という中から、収入の少ない自治体に配分するということになっておりますので、そういった面から幾らかということについては、具体的にはまだつかめておらないというか、わかっておらないような状況ですが、今回の改正の趣旨というものはこういったものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

念のためにもう一度確認したいんですけども、このことによって町税収は基本的にふえるという考え方なんでしょうか。その点、再度明確にお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

法人税として今回、法人税割として引き下げを行っておりますので、直接的な町の法人税割としては、今までよりは少なくなってくるかなと。ただ、先ほども言いましたように、地方法人税、比率が変わるだけですので、国等が徴収しますものから一定交付金等、税という形ではなしにまた別の形で具体的にはどういう方法で町に納入されるかというのはあれなんですけれども、国のほうから配分されてくるというもので、税としてふえることはないと思うんですけども、別の形で町の収入、財源という形で反映されてくるものというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま税住民課長のほうからいろいろ答弁させていただきました。

試算はしていないという分でございますけれども、例えば法人税割の部分で500万ぐらいの収入があるとするならば、12.何%から8.何%、約4%弱かなという部分でいえば、20万ぐらいの分での減になるかなと。ただ、それは法人税の部分だけでございまして、地方交付税では、その75%をいただいておりますので、実質20万円の25%ぐらいが減になるかなと。あくまで、これは概要数値で話をさせていただきましたので、よろしく願います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

軽自動車税のことに對してちょっと質問をさせていただきます。

先ほどから、しきりに環境性能割という言葉が使われておりましたけれども、27ページですか、段階は値段のとおり3,900円、6,900円といろいろほかにもあったんですけども、この決め方と段階はどのぐらいあるんですか、ちょっと質問いたします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

環境性能割のことについてでございますが、環境性能割というのは今あります取得税にか

わるものでございまして、自動車の取得の際に課税される取得税の割合が変わるというものでございます。例えば対象車といたしましては電気自動車、プラグインハイブリッド、天然ガス車、クリーンディーゼル車などは非課税ということになってきます。それから、これはもう平成32年度の燃費基準の10%達成車などは1%、それから、そのほかの27年の達成基準の10%達成車については2%というような形で課税の割合が決められていると。軽自動車につきましては2%を一応限度ということにされております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第21号、笠置町税条例一部改正の件について反対討論を行います。

条例では法人税割の税率を引き下げるとしています。国も町もこの間、福祉の削減等々進めてまいりました。それは財政難を理由としたものでした。中小企業や零細企業へは支援をするなど、そうした措置は必要ですが、やはり企業には、その能力にふさわしい税負担を求めべきだと考えます。安易な税率の引き下げは問題と考えます。

以上を理由として反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第21号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第21号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第22号、笠置町職員定数条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第22号、笠置町職員定数条例一部改正の件について提案理由を申

上げます。

職員定数を現行の44人から2名増員し、46人とし、第2項に兼務の規定を設けるものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第22号、笠置町職員定数条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

では、議案書の最終ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回提案させていただきましたのは、職員定数条例は平成11年に整備いたしまして、上限48名というところで運用しております。旧の表で見いただきますと、町長部局44名、議会の事務局2名、選挙管理委員会の事務局1名、農業委員会の事務局1名ということで48名としております。

今回改正いたしますのは、町長部局の職員数を46名といたしますが、第2項によりまして、選挙管理委員会の事務局、それから農業委員会の事務局の職員を兼務するという形で2名としております。この兼務するという規定につきましては、3号、4号の選挙管理委員会、農業委員会の職員は実情といたしましては兼務しておりますが、規定上兼務の規定がなかったもので、町長部局の職員の数にカウントせずに、こちらでカウントするという形をとってございました。それによりまして、内部の事務処理上、町長部局の兼務という形をとりまして、町長部局を2名増員させたというところとしております。総数につきましては48名、この兼務というところを入れましたので48名となっておりますので、上限48名で運用したいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

これ、国が示された類似団体の比較はどのようになっているのですか。人口1,300人の程度ですから、ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

類似団体との比較というのは、今現在出ているところです。すみません、いろいろな規定がありまして、総務部門で何名とかいうものはございますが、ちょっとすみません、今資料を持ち合わせておりませんので数字が出てきませんので、また後ほど報告させていただきます。

人口で何名までにしなさいというところはございませんが、うちの定員管理上はここを上
限として考えておりますので、そこから御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

先ほど諸般の報告の中で、町長のほうから5名を兼務させるというようなことをお聞きし
たんですけれども、ここで一応2名兼務するとなっておりますけれども、あと3名ほどの部署
から兼務になるのか。また、先ほどお聞きしたんですけれども、どのような方向で兼務され
るのか、再度質問いたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど町長の行政報告にありました企画観光課の兼務ということですが、それは町長部局
の職員が兼務しておりますので、この総数等は変わっておりません。なぜ兼務という形を入
れたかといいますと、議会、それから選管、農業委員会につきましては、任命権者が違うと
いうところとなっております。例えば議会の事務局でしたら議長の任命権者になってきます
し、選管でしたら選管の委員長、農業委員会は会長というところになってきますので、そこ
らの分類をしております。町長部局の兼務につきましては、1号の中でしておりますので、
その定数が動くということはないということで御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

2つ目の質問ですけれども、これはどなたがお答えになりますか。企画観光課のほうへ兼
務するということでしたけれども、その目的、こちらのほうの質問、お答え願います。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま瀧口議員のほうから、町長の諸般の報告でございました企画観
光課への併任辞令という部分での御質問だと思います。

その分につきましては、現在それぞれの課、総務財政課並びに建設産業課及び税住民課、
保健福祉課、議会事務局から1名の職員に対し地方創生担当の仕事を命ずるという併任辞令
を6月1日から出させていただいたと。よって、週1回程度会議を開き、またその会議の内
容によって、それぞれのおの加速化交付金事業に対して今仕事をそれぞれが行っていた
いと。事務事業によりまして、その職員の方々を担当を決めさせていただいて、従来
の仕事プラスその仕事をしていただいていると。よって、今まで持っていた仕事の軽減を図

るという意味で、残された職員の方々に兼任をしている職員の仕事もできるだけフォローをしてくれということで話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第22号、笠置町職員定数条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第22号、笠置町職員定数条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの質問の中で石田さんが質問したことについて、総務財政課長、お願いしておきます。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど定数条例の改正の中で石田議員から御質問いただきました類似団体の職員数ですけれども、一般行政職というところから出ております。この一般行政職というのは、職員の中から企業会計、例えば水道の職員であったり、税務の職員であったり、教育関係であったりというものを除外したものが一般行政職となるんですけれども、その数値でいきますと、笠置町では7名の超過というところになっております。これはあくまでも一般行政職というところになってきますので、御了解いただきたいと思います。失礼いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第23号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第23号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額12億5,460万円に歳入歳出それぞれ2,885万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,345万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、土地購入費として230万円、民生費では土地購入費として1,380万円、介護保険計画策定委託料として250万9,000円、土木費では地域主導型公共事業にかかわる工事請負費で300万円などを計上しております。

歳入は、国庫支出金が218万5,000円、府支出金が223万5,000円、基金からの繰入金1,000万円などを充当しております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

では、議案第23号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について説明させていただきます。

総務財政課からは歳入と、歳出につきましては議会及び総務財政課の所管のものについて説明させていただきます。

それでは、まず10ページ、歳入のほうから説明させていただきます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、番号制度システムの整備費補助金といたしまして96万円、また民生費国庫補助金では社会福祉費補助金といたしまして、国保関係の業務準備事業費補助金といたしまして10万円と生活困窮者支援事業費補助金といたしまして112万5,000円を計上しております。この生活困窮者支援事業の112万円5,000円は、地域福祉計画の策定業務の一部に充当できるとして計上させていただいております。

14款府支出金、2項府補助金、1目の民生費府補助金は、地域包括総合交付金といたしまして50万円、また、3目衛生費補助金は健康増進事業の補助金で32万円2,000円と産学公の連携健康推進プラットフォーム事業といたしまして120万円を計上させていただいております。同じく、府支出金の3項委託金でございますが、総務費委託金で統計調査委託金、これは経済センサスの活動調査委託の交付決定がございまして、その分の増額で21万3,000円を増額させていただいております。

続いて、ページをめくっていただきまして、11ページです。

17款繰入金、1項基金繰入金、財政調整基金といたしまして1,000万、また18款繰越金、前年度繰越金といたしまして1,458万3,000円を計上いたしておりますが、これは歳入不足によりますもので、財政調整基金それぞれ充当の繰り入れをすることとしております。

19款諸収入、雑入といたしまして、減額の15万1,000円となっておりますが、これは消防団の退職報償金、人数の確定によりまして112万1,000円を増額しておりますが、以下3件、相楽東部広域連合、それから京都地方税機構、また笠置中学校の派遣職員等の人件費の負担金を人事異動等がありまして精査いたしましたところ減額となったものでございます。

以上、歳入のほうは説明を終わらせていただきます。

続きまして、12ページからの歳出について説明させていただきます。

なお、給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金など、人件費に係るものにつきましては、3月に実施いたしました給与改定と4月1日の人事異動、また職員採用によりまして、それぞれ精査させていただきましたので、各項目につきましてはの説明は割愛させていただきます。御了承いただきたく思います。

それでは、1款議会費から説明させていただきます。

議会費、11節需用費の消耗品費ですが、これは消耗品費で3万1,000円、また18節の備品購入費で8万5,000円を計上しております。これは議場にあります氏名柱の印刷用機器、それに伴う消耗品を計上させていただいております。

続きまして、2款総務費でございます。

ページをめくっていただきまして、13ページとなります。

13節委託料でシステム機器保守料を計上しております。これは番号制度に伴う国保の制度改正と番号制度に伴うシステム機器保守料といたしまして89万5,000円、また負担金補助及び交付金におきまして、TRY-Xシステムの負担金144万円を計上しておりますが、これは厚生労働省分に係る番号制度に対応するための町の基幹システム改修負担金となっております。

すみません、戻りまして、需用費の206万円につきましては、企画課のほうで説明させていただきますと思います。

続いて、5目財産管理費になります。需用費といたしまして82万1,000円計上して

おります。これは本庁舎下の擁壁にクラックが生じておりまして、これを補修するための経費を計上させていただいております。

13節委託料で15万5,000円計上しております。電気補修委託といたしまして3万3,000円ですが、庁舎の高圧電源がある都合で、電気保安協会に業務を委託しておりましたが、委託先の変更に伴いまして差額が生じたので、今回3万3,000円増額させていただいております。その下の境界画定委託12万2,000円につきましては、平成27年度で計上させていただきましたが、これを境界画定の期間延長に伴う不足分といたしまして12万2,000円を計上させていただいております。

続いて、8目防災諸費でございます。備品購入費で15万2,000円計上しております。こちらにつきましては、防災用のファクスがございまして、機器の更新が今年度ありますので、その分の15万2,000円となっております。

15ページに移らせていただきます。

15ページ、中段、統計調査費です。先ほど歳入でもありましたが、経済センサスの活動調査費の委託金が決定いたしましたので、それに伴いましてそれぞれ増額とさせていただいているところでございます。

続いて、20ページに移らせていただきます。

20ページ、下段、8款の消防費、1項消防費、2目非常備消防費、8節報償費で112万1,000円上げております。これは歳入のほうでも説明させていただきましたが、消防団員の退職報償金の人数が確定いたしまして交付されるものでございまして、今回計上させていただきました。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

企画観光課が所管いたす歳出予算につきまして御説明申し上げます。

13ページのほうをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費でバスの修繕料として206万円を計上させていただいております。

次に、6目企画費、17節公有財産購入費で土地購入費として230万円を計上させていただいております。これにつきましては、加速化交付金に関連するものでございますが、地域の交流の拠点や大学と連携する中での活動拠点等として活用するものとして予定をしてお

ります。なお、拠点となります家屋につきましては、無償で御協力いただけたとなっております。

次に、19ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費、13節委託料で電気保守委託料として4万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、先ほど総務財政課長のほうからも庁舎の関係で委託料の説明ありましたけれども、それと同じ内容で産業振興会館のほうも委託先の変更ということで4万7,000円がふえたということで、今回計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 税住民課が所管します歳出について御説明いたします。

17ページをごらんください。

4款衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、18節備品購入費で11万9,000円を計上しております。内容につきましては、貸出用の蜂の巣駆除等の防護服でございます。これまで使用しておりました防護服は年数が経過し、劣化等安全性が懸念されますので、大型蜂にも対応できる新たな防護服を購入するものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

中段、同じく4款衛生費、清掃費、塵芥処理費でございます。11節需用費、消耗品費で8,000円を、16節原材料費で7,000円を計上しております。内容につきましては、ともにごみ収集ボックスの修繕費用でございまして、修繕資材等の購入費でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします主な歳出予算について御説明申し上げます。

15ページからの継続でございますが、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の17節公有財産購入費で1,380万を計上しております。これにつきましては、笠置町の中長期計画、笠置町まち・ひと・しごと創生戦略というところで、第4章のところで「地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる」、そういう日常生活機能、あるいは健康、防災、そういう交流場所の拠点施設として用地を交渉し、あるいはまた隣接いたします町道等の幅も含めて所有者さんの御了解を得まして、このたび予算計上に至った次第でございます。

それから、4目の老人福祉費、13節委託料でございます。250万9,000円。この

内訳、圏域包括ネットワーク事業、この事業につきましては、去年4月に条例改正いたしました介護保険条例の附則の中で、30年4月から総合事業といたしまして、介護制度ががらっと変わります。それに向けてこういう事業をしますよということで、事業を4つほど決めました。その中の一つの在宅医療介護連携推進事業というものを今、相楽医師会あるいは包括ネットワーク事業所、それから行政が一体となって事業を進めようということで、この圏域包括ネットワーク事業というふうな名称で取り組んでおります。笠置町の額として50万を上げております。

それから、もう一つの介護保険計画策定委託料で200万9,000円でございます。これは3年に1度介護報酬の改正とともに給付費の改定を行います。それに当たって、今回、28、29年度で30年からの給付費の推計をするために計画を定める必要がございますので、継続費として本年度は200万9,000円を計上させていただいているということでございます。

28節の介護保険特別会計繰出金につきましては、別途御説明申し上げます。

それから、18ページにまいりまして、2目予防費の13節委託料158万を計上しております。この内訳の健康教育といたしましては、主に特定健診の受診率が低うございます。それを何とか向上させようというふうなことで、ひとつ健康キャラバンというのをさせていただく事業費を主に含んでおります。38万というのを計上させていただいております。それから、その下の健康プラットホーム産学公連携事業120万といたしましては、これはすぐの効果よりも中長期的な笠置町の健康の事業のあり方を提案、笠置町はこういう課題を持っているというのを提案しまして、それに対して京都府が学と産業というふうなところとマッチングさせていただく事業でございまして、京都府と一緒に笠置町の将来の健康のあり方を見定めていく委託事業として組んでおるところでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

それでは、人権啓発課が所管します補正予算について説明させていただきます。

16ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、2目の社会福祉施設費の中の13節委託料でございます。75万6,000円を計上しております。笠置会館の耐震補強改修及び大規模修繕工事の設計再算定業務というふうに上げております。これにつきましては、昨年度に27年の国の補助額が

倍になったことで予算残というものが発生したということで、27年度で事業としましてそれに手を挙げましょうという話になって、それにのせるため、去年に設計業務をしていただいたわけですが、国と府との調整の中で、最終的に28年度事業で行いますという話が最終的にありまして、5月末に事前協議を行いまして、満額で内示をいただきました。このたび、6月10日付で本申請を終えたところでございます。これを、1年たっておりますので、入札前に再算定をするという形でこの金額を計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の説明をさせていただきます。

予算書の20ページをお開きください。中段でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で補正額として300万円を計上させていただいております。

節の区分といたしましては、工事請負費でございますが、内容といたしましては、現在施工しております地域主導型公共事業によります町道平田線新設工事に伴います附帯工事として300万円を計上させていただいております。具体的な内容といたしましては、この町道平田線、もともとお米の乾燥機を設置されておられた倉庫部分の土地を御協力いただいたということで、非常にその施設に近いところに町道が通っておる形になります。この乾燥機を運転されますと、細かい粉じんがどうしても町道側に排出されるということがございまして、道路側にそういった影響が来ないように防じんフェンスというものを設置するという費用を計上させていただいたものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。瀧口さん。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

まず、基本的な部分から質問いたします。

1ページの基金繰入金、これは財政調整基金から繰り入れとなっております。この財政調整基金は、原資はまず何なのかと、それから残高はどのぐらいあるのか、それをお答え願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

財政調整基金につきましては、27年度の補正でも上げさせていただきましたが、剰余金が生じた場合に、予算立てをして基金を積み立てる、それからもう一つは、決算認定を受け

ました後、残高から繰越事業に充てる財源を引いた残りの分、その2分の1を基金として繰り入れることができるということがありますので、年度に最大2回なり3回、基金を繰り入れております。

今年度につきましても、今の時点で、前回7,000万ほどの基金積み立てをさせていただきました。今回、27年度決算が出ました段階で、また剰余金の2分の1以上を基金として積み立てさせていただく、それが財政調整基金の財源といいますか、もとになっております。今の残高といたしましては、大体1億5,000万ちょっとになっているかなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 1億6,000万ほどまだあるというお答えでございます。

ところで、11ページをめくっていただけますか。ここに財政調整基金繰入金と書いていますね。補正前の額がゼロで、補正額が1,000万円と、計1,000万円と。その下の欄、計の欄が、この数字が256万と補正額が1,000万、計で1,256万2,000円となっておりますけれども、この256万2,000円、これはどういう計算でこういう補正前の額の計で上がってきているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。今の瀧口議員の御質問にお答えさせていただきます。

この計の欄に出ております256万2,000円というのは、項の基金繰入金全体の金額になっております。当初予算で、この基金繰入金といたしましては、ふるさとづくり基金、それから高度情報ネットワーク基金、そこからの繰入金が合計で256万2,000円ありましたということになっております。目の財政調整基金はゼロでしたけれども、基金繰入金としての項として見ていただくと、これが256万2,000円、当初予算で組んでいたところになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

先ほど瀧口議員もお聞きされましたけれども、11ページの基金繰入金で1,000万、これは不足の理由を、補正で組んでいますけれども、その理由を聞きたいと思います。

1,000万に対しての理由。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま石田議員のほうから基金繰入金の1,000万について、不足が生じた部分での説明をせよということでございます。

まず、一定6月のこの補正予算の中で補正額が2,800万ほど見させていただいた中で、特定財源的な国庫支出金、府支出金等を精査した中で、最終的に1,000万と繰越金の1千幾らが生補正させていただいております。これは、お金を帳尻合わせるという意味で今回補正している。最終的にいえば、まだ交付税がこれから本算定されるわけなんですけれども、多分、交付税の中では財源留保できているかなと、要は少ない目で当初予算見ていると思います。本算定された後、9月、12月で額が決まりましたら、この繰入金がもとに戻させていただいてゼロになるということもあります。あくまで予算措置上、つじつま合わせのためという言葉は語弊がありますけれども、あくまでその予算を組むに当たって、財源が不足を生じた場合は、基金からの繰り入れ、一般家庭でいえば、預貯金から取り崩すという部分での予算を今組ませていただいたということでございます。また、最終的には調整させていただいた中で提案申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

16ページの公有財産購入費、土地購入として1,380万、先ほど一応説明ありましたけれども、これは地方創生の中にも一応コンパクトタウン化ということで、先ほど説明あったことは計画して上げられています。それに使うのと、この場所はいこいの館の前ですね。これ、場所と面積と、それから購入価格について説明してください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問でございます。

予算上は、今交渉過程で見込み額を計上させていただいている。ただ、契約はまだこれから、当然予算計上してから、これからですので、推測は御自由でございますが、この場で私が明確にお答えすることは現時点では避けさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 場所も言えないんですか。場所も言えない。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

総合戦略の中で、先ほど言われたように笠置町の将来のグランドデザイン、目指すべき姿ということでコンパクトタウン構想というのを掲げさせていただいている。それは笠置駅、あ

るいはいこいの館周辺ということのエリアで考えておりまして、そのエリアの一画ということとは、現時点では明言させていただけるということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 場所も言えないと思いますけれども、しかし、一応土地を購入するということで予算を上げてくるんやったら、あそこをコンパクトタウン化ということで、あそこへどういう施設をつくる計画なんか、それはもうちゃんと計画なって、その施設のつくる計画費用とか、そういうものはどうなっているんですか。なぜ、今、補正で上げてこなければいけないのか。それと、多分私の推測では、いこいの周辺やということで大体わかっていますけれども、あそこは町道の拡幅ということで問題も発生したところですね。最近、一部区間だけを張り合わせのような工事をやった。そやけど、あれで終わりではないということで、町民の皆さんは全部思ってはると思うんですけれども、そやから、そういうことの解消にも使うんやということで、購入してもらうのは私も賛成なんです。いいと思うんです。そやけど、買った以上は、やはり後有効に使えるように、後の計画とかそういうものもちゃんと立てていただいて、それでやっていただきたいと思います。

それと、何坪ぐらいあるんかわからんけれども、どうしてこの1, 380万を算出したんか知りませんが、今のところ私が思っているところは農地ですね、あれは。その辺、農地価格等で予算立てられているのか、宅地としての購入で予算を立てられているのか、それはどちらか言えませんか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員のほうから質問いただきました公有財産購入ということで担当課長のほうから説明ありました。

コンパクトタウン並びに町道拡幅等に要する用地を今回購入させていただいた。補正予算になったという分につきましては、これは地権者の交渉や、また地方創生の部分での関係で、できるだけ早いこと用地を購入した中で、今御指摘いただきました施設の内容等についても地権者の方にそういう御説明をさせていただいた中では合意を得たということでございます。

施設の内容等につきましては、あくまで素案という形で多機能、多世代の公有的な施設及び現在笠置町で分散しております公共施設の一つの集約化もそこへ持っていくというのを大きなポイントで我々は考えております。

ただ、この分につきましては、そしたらどれぐらいの事業費を今見ているのかということでございますけれども、この分につきましては、平成29年度の分の事業として今後は考えて

いきたいなど。できる限り補助事業として国や府にまた御相談申し上げますけれども、最終的に単費となれば、小さいというんですか、あくまで財政的に非常に厳しい部分がございますので、何とかやりくりをしながらコンパクトな建物も一つは考えているわけでございます。

それと、価格等についてでございます。笠置町で用地を購入する際には、現在、不動産鑑定士を入れた中で用地を購入しております。現在、たしか農地でございますけれども、今後、笠置町がそういう部分での使い方をするとするならば、一定宅地並みの雑種地という考え方の中で、多分不動産鑑定士のほうへお願いしたいと思っておりますし、それなりの金額が出てきたと私は考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 大体わかりました。

そやけど、先ほども申しましたように、やはりせつかく買うたんやから有効に使えるように、後の計画をしっかりとお願いいたします。

それと、これ、今、多分農地やから、地目変更か何か、そういう農地法の第5条、それを出さんとあかんと思うんやけれども、その辺はちゃんと手続はされているんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの農地の転用の手続についての御質問でございますが、今、所管課と協議は最終しているところでございまして、基本的には公共転用で用地を買収させていただくということになると思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5 番（瀧口一弥君） 5 番、瀧口です。

13 ページのこれもまた土地購入代金のほうですけれども、東部のほうの土地で平米数が600平米で230万と、場所はそのように聞かせてもらっておりますが、これの230万は加速化交付金から出るというようなお答えでしたけれども、それは本当ですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この施設につきましては、交流の拠点とかそういったところでの予定をしているところなんですけれども、家屋に対する整備費といいますか、そういったものにつきましては、加速化交付金の中に入っております。ただ、土地購入費につきましては、その中には含まれていません。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 今回の説明では230万という数字は加速化交付金の中から出しているお金ではないという明確な答弁だったですけれども、間違いはないですね。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） そのとおりでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第23号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第23号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第24号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第24号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額5,837万4,000円に歳入歳出それぞれ368万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,205万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、平成28年4月から1名増員となりましたので、人件費を計上しております。財源は一般会計からの繰入金を充当しています。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第24号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございますが、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額368万2,000円の増額を計上させていただいております。

節といたしまして一般会計繰入金でございますが、内訳といたしましては、人件費等財源補填分といたしまして254万8,000円、起債償還財源等補填分、こちらは繰り入れ基準外のものになってまいりますが、それとして113万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、今回の歳出補正予算の財源として繰り入れを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7ページ、歳出の部でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして、こちらも補正額といたしまして368万2,000円の増額を計上させていただいております。

節の区分といたしましては、先ほど提案理由で町長のほうから説明もありましたとおり、4月1日から新規採用職員が1名増員となっております。その職員に対します給料221万2,000円、職員手当95万9,000円、共済費49万9,000円、負担金補助及び交付金1万2,000円、合計368万2,000円の増額を計上したものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第24号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第24号、平成28年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第25号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第25号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ493万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,091万5,000円とするものです。提案内容は、来年度から制度移行します介護予防日常生活支援総合事業に向け、生活支援コーディネーターを新たに設置することにより増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

それでは、6ページの事項別明細のほうからお願いします。

今、町長の提案理由にもございましたように、来年度から介護予防日常生活総合事業というのが一部移行します。完全移行は再来年度、30年度でございますが、完全移行するためには、来年度の総合事業もそうですけれども、肝心かなめな調整する人材を今回採用させていただきたいということで計上しているものでございます。

歳入につきましては、生活支援コーディネーターということで、提案理由にもございましたが、この方の財源を各計上しておるところでございます。これにつきましては、特に説明は省かせていただきます。ただ、繰越金のところで、財源の約22%をこれが占めているということ、これが保険料なり一般財源がかぶるところでございます。

その次のページで、歳出でございますが、ここで生活支援体制整備事業ということでコーディネーター1名を採用させていただく人件費を計上させていただいているところです。本年度につきましては、12分の9カ月分を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今、22%とおっしゃいましたね。22%、再度何やったか聞かせていただけますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。説明不足で大変申しわけございません。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金……

（「何ページ」と言う者あり）

保健福祉課長（東 達広君） 6ページの歳入の最後の行でございます。

これが全体の経費の493万7,000円という歳出の総額に対しまして22%を計上しているということでございまして、この中には介護保険の一般財源といいますか、保険料、それから介護で繰り越ししている財源がここの中に含まれているということでございます。そういうことで若干説明させていただいたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

介護支援コーディネーター1名を採用するということですが、これは町職員として採用されるわけですか。これは何月から採用する予定なんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

採用人数は1名で町職員として予定しております。この生活支援コーディネーターというのは特殊分野でございます。介護福祉士、あるいは社会福祉士も含めますけれども、一定の資格と経験を持った者が対象になります。そういう方をこの議会で承認いただいて、募集をかけまして、今のところ、予定としては近々にてできるだけ早く設置して、制度の移行に備えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第25号、平成28年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第25号、平成28年度笠置町介護保

除特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月23日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午前11時37分